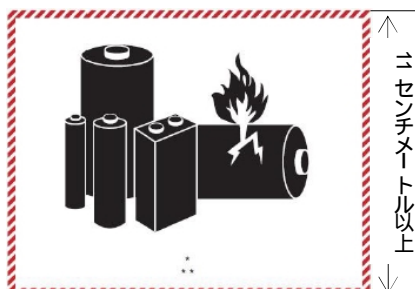


船舶による危険物の運送基準等を定める告示 別表第一備考 10(2019年1月1日施行分)

188


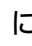
次に掲げる要件を満たすものは、危険物に該当しない。

- (1) リチウム金属単電池又はリチウム合金単電池にあつては、リチウム含有量が1g以下であり、リチウムイオン単電池にあつては、ワット時間が20Wh以下であること。
- (2) リチウム金属組電池又はリチウム合金組電池にあつては、総リチウム含有量が2g以下であり、リチウムイオン組電池にあつては、ワット時間が100Wh以下であること。この要件に該当するリチウムイオン電池(平成21年1月1日前に製造されたものを除く。)については、外装ケースにワット時間を表示すること。
- (3) 単電池及び組電池は、IMDGコード2.9.4.1、2.9.4.5、2.9.4.6(リチウム金属単電池と再充電可能なリチウムイオン単電池から構成され、外部から充電されるように設計されていないリチウム組電池を運送する場合に限る。)及び2.9.4.7の規定に適合するものであること。
- (4) 単電池及び組電池(装置に組み込まれたものを除く。)は、その単電池及び組電池を完全に密閉することができる内装容器に収納され、かつ、短絡しないように保護されていること(これには、同一容器内での短絡を誘発する可能性のある電導性のあるものとの接触防止も含まれる。)。内装容器は強固な外装容器に収納されていること。
- (5) 装置に組み込まれている場合は、単電池及び組電池は損傷及び短絡から保護され、かつ、その装置は不慮の作動を防止する効果的な手段が備えられたものであること(ただし、電波式固体識別装置(FRID)、時計、感知器等、輸送中に意図的に作動されるものであつて危険な発熱を引き起こすことのない装置を除く。)。電池が装置に組み込まれている場合には、その装置は、その容量及び意図される使用方法について適切な強度及び構造を有する適当な資材で製作された強固な外装容器に収納されていること(電池が装置により同等の保護がなされている場合を除く。)。オーバーパックに収納する場合は、外部から見やすい位置に(8)の規定による表示及び第14条の2の2の規定によるオーバーパック表示が付されていること。
- (6) リチウム電池(装置に組み込まれている場合を除く。)を容器に収納した状態で、1.2mの高さから落下させた場合に、運送の安全を損なうような損傷がなく、かつ、容器内のリチウム電池が接触するような移動及び漏えいが無いこと。
- (7) 総質量(容器の質量を含む。)が30kg以下であること(装置に組み込まれたもの及び装置と共に包装されたものを除く。)
- (8) 外装容器には、次の表示を見やすい箇所に付すこと(ボタン形電池が組み込まれている装置又は部品を収納する容器及び単電池又は組電池が組み込まれた装置又は部品を収納する容器(1の荷送人につき、容器の数が2以下の場合に限る。)であつて、電池の総数が単電池にあつては4以下、組電池にあつては2以下のものを除く。)



← 12センチメートル以上 → 0.5センチメートル以上

部分	色彩
地	白又は表示が見やすい色
線	赤
記号	黒

	<p>注1 危険物を収納する容器が小さい場合にあつては、表示の大きさを縦 7.4 センチメートル以上、横 10.5 センチメートル以上として差し支えない。</p> <p>注2 下部の白地の  に「UN」の文字に続けて国連番号を、  に追加情報問い合わせのための電話番号を記入すること。</p> <p>注3 「リチウム含有量」とは、リチウム金属単電池又はリチウム合金単電池の陽極中に含まれるリチウムの質量をいう。リチウム金属電池及びリチウムイオン電池については、各輸送モード間でのこれらの電池の輸送を容易にするため及び異なる非常措置活動が適用されるために、別の品名が存在する。</p>
--	---